

丹波市不正事務処理に関する第三者委員会会議録

― 中間報告書の交付 ―

日時 平成26年 9 月12日（金）

場所 丹波市役所本庁舎 2 階中会議室

【会議開催時間】

会議開始時刻 13時00分

会議終了時刻 14時15分

【会議日程】

- 1 開会
- 2 出席委員の紹介
- 3 中間報告書の交付（大内委員長から辻市長へ）
- 4 中間報告書の概略説明（大内委員長・上脇委員長職務代行者）
- 5 市長コメント（辻市長）
- 6 市長・副市長・技監・財務部長 退席
- 7 質疑応答（大内委員長・上脇委員長職務代行者）
- 8 閉会

会議に出席した者（7名）

委員会委員 大内委員長、上脇職務代行者

委員会事務局 企画総務部次長兼総務課長ほか4名

市当局（4名）

辻市長、鬼頭副市長、足立技監、山中財務部長

傍聴者 10名

丹波市不正事務処理に関する第三者委員会

― 中間報告書の交付 ―

日時 平成26年9月12日（金）

場所 丹波市役所本庁舎2階中会議室

●事務局 失礼します。定刻になりましたので、ただいまから丹波市不正事務処理に関する第三者委員会より、市長に対する中間報告の交付を始めたいと思います。

私、司会進行を務めます第三者委員会の事務局であります企画総務部次長兼総務課長の安田と申します。よろしくお願いします。

このたび、中間報告書につきましては、平成26年2月8日付で丹波市長より不正事務処理対策について第三者委員会に諮問いただきました。この内容につきまして、本日まで精力的に10回の会議を開催していただきまして、本日中間報告として取りまとめたものでございます。この中間報告書の内容につきましては、後ほど報道機関の皆さんから質疑応答について、この報告書の交付後、お時間をとらせていただきたいというふうに考えております。その点、ご了承いただきたいと思います。

なお、本日の会議については、こちらの都合もありまして、2時半を目途に終了というふうにさせていただきたいと思いますので、あらかじめご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配っております会議次第に基づいて始めたいと思います。

まず、出席委員の紹介をさせていただきたいと思います。

本日ご出席をいただいております丹波市不正事務処理に関する第三者委員会の委員として、本委員会の委員長であります大内ますみ様でございます。

本委員会で委員長職務代行であります上脇博之様でございます。

なお、本委員会の委員の皆様方の名簿は、本日お配りをしております中間報告書の4ページに記載をしておりますので、またご覧いただければと思います。

それと引き続きまして、本日出席をしております市の職員の紹介をさせていただきたいと思います。

丹波市長辻重五郎です。

●辻市長 辻でございます。よろしくお願いいたします。

●事務局 副市長鬼頭哲也でございます。

●鬼頭副市長 よろしくお願ひします。

●事務局 技監兼入札検査部長足立保男でございます。

●足立技監 ご苦労さまです。

●事務局 財務部長山中直喜でございます。

●山中財務部長 よろしくお願ひいたします。

●事務局 なお、企画総務部長余田一幸につきましては、この度の丹波市豪雨災害の現地対策本部の副本部長としまして、市島支所にて災害対応に当たっておりますので、欠席いたしておりますのでご報告を申し上げます。

それでは、会議次第の2番目になります、丹波市不正事務処理に関する第三者委員会のから市長に中間報告書の交付をお願いしたいと思います。

●大内委員長 それでは、中間報告書を交付させていただきます。よろしくお願ひいたします。

●大内委員長 じゃ、よろしくお願ひいたします。

●辻市長 ありがとうございます。

●事務局 ありがとうございます。

それでは、会議次第の3番目が中間報告書の概略説明ということで、ただいま市長に交付をいただきました丹波市不正事務処理に関する第三者委員会の中間報告書につきまして、少しお時間をいただきまして、大内委員長並びに上脇職務代行者長職務代行者から概要の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

●大内委員長 はい。それでは、本当に簡単ではございますけれども、説明をさせていただきます。

まずですね、本中間報告のまとめに入りました8月16、7日になりまして、丹波市のほうで非常に甚大な豪雨による被害を受けられたという事態が発生いたしました。一時は委員会の開催も危ぶまれるのかなと、私のほうは考えておりましたんですけれども。最優先事項であるということで、市のほうで事務局もそのまま対応していただきまして、その点につきましては大変感謝をしております。それで、本日の中間報告をお渡しできる運びとなりました。

その中間報告書の内容でございますけれども、最初にちょっとお断りしておきたいんですが、諮問を受けました水道の3事案のうち、水質検査に係る事案につきましては、これ

は議会の百条委員会のほうがかなり調査等、先行しておられましたので、もう6月の時点では報告書もまとまるというふうなこともお聞きしておりましたので、第三者委員会としては中間報告には盛り込まず、その百条委員会のほうの成果もお見せいただいた上、最終報告でさせていただくということにいたしましたので、その点はご了解いただきたいと思います。

それで、水道の2事案、消防の1事案につきましては、まずどういう事実があったのかという、事実の解明ということに最初は力を注ぎました。それで、そのいわゆる不正事務処理そのものも当然なんですけれども、その背後にある問題ということについても、どういう問題があるかということの討議と、それから調査を続けまして、背後にある問題ということにも力を入れて調べたつもりでございます。特に、事案そのものよりも、その後の例えば上級管理職の対応についても、調査そして批評させていただいております。

そういう、まず事実とか背景の調査をいたしました結果、やはりそういうものの中から課題というものがおのずと見えてまいりました。水道部、消防部、それぞれについてももちろんでございますけれども、その2つに共通する、何といたしますか、組織風土というふうな面での問題というものも、私どもとしては見えてきたというふうに考えておりまして、課題についてはかなり詳しく上げさせていただいております。

課題が見えてきますと、今度は一番大切なのは、再発防止のための方策ということでございますので、末尾のほうに改善策、現段階で第三者委員会として提案できる改善策というのを上げさせていただきました。改善策につきましては、まだ現段階ではかなり抽象的な言葉で表現させていただいているところもございますので、できる限り具体的な、さらに具体的なものになるように、今後は努力をして、最終報告につなげていきたいと思っております。詳細、中身の詳細については、十分にお読みいただければというふうに思っております。

最後なんですけれども、この段階でやっぱり中間報告を出すということにつきまして、第三者委員会の中では、例えば、かなり批判的なことを申し上げておりますので、災害復旧に全力を挙げてらっしゃる職員の方に対して、ある意味心理的な影響がないかということが一番心配したところでございます。職員のモチベーションの低下に対する対策的なことも中には盛り込んでおりますけれども、まず災害からの回復を第一次としていただきまして、その中でできることは改革に努めていただければというふうに思いまして、中間報告をお渡しした次第です。

以上です。上脇先生のほうから、補足の説明等お願いいたします。

●上脇職務代行者 はい。ほとんど補足することはございません。委員長のほうからありましたように、まずどういう事実を私たちは確認するかと、そこを出発点にして、問題点や課題を見つけて、その問題点や課題に対応した提案をやっているわけですが。中間報告ということもありますが、時間的な制約もございましたので、その範囲内で、私たちが得られる情報を全て目を通す形で事実認定を行ってます。

ということは、言いかえますと、もし今後の調査の結果、事実については、細かい点ではあるけれども、事実がもし違ったとかいうことになれば、それに応じて最終答申に向けて微調整をすることになりますので、その点、要するに中間報告であるという点にご留意いただけたらというふうに思います。

以上です。

●事務局 どうもありがとうございました。

それでは、次第の4番になりますが、ここで中間報告を受けての市長のコメントということで述べていただきたいと思います。よろしくお願いします。

●辻市長 はい。最初にお断りしますけども、こんな防災服で全部幹部が出るというのは。

●大内委員長 いえいえ、もう。

●辻市長 大変失礼ですけれども。ご承知のように、過日8月の16、17に豪雨災害に見舞われまして、大変な被害を被りまして。そういったことで、今、1カ月になろうとしておりますけれども、市民の皆さんの、被災者の皆さんの生活再建と、それから地域再生に向かって新しいスタートを切ろうということで、今日もそのことで幹部を集めて発足をした、新しい組織をつくってやろうということで、したところでございます。

そういった中で、大変ご心配をかけておりました職員による不正事務処理の問題について第三者委員会の設置をして、大内委員長、また上脇職務代行者のお二人を始め委員の皆さん方に大変お世話になって、このたびその中間報告ということで報告書を頂戴いたしました。誠にありがとうございました。

大雪の日でしたけども、県民会館で2月8日に第1回の会議を開かせていただいたときに、私のほうから、大変難題であります、こういった不正事務処理に対する諮問をさせていただいたわけでございます。それから7カ月余りの間に、大変お忙しい方ばかりでございまして、各委員皆さん方のご尽力によりまして10回も会議を重ねていただいて、本

日ここにそれぞれの委員の方々の専門的なお立場での検証、また客観的かつ公正な検証に基づいて、再発防止に向けた貴重なご提言をいただくことができて、誠にありがとうございました。

このような状況の中でございますが、我々一丸となって、この問題につきましても対処をし、今後この内容を真摯に受けとめて、市政運営に生かしていきたい。市民の皆さんから、そして信頼を回復するといったことを第一義に考えまして、再発防止にも努めていきたいと考えております。

なお、今後も委員の皆様方には最終答申に向けて引き続き色々とお世話になることだろうと思いますが、ひとつよろしく願いいたしまして、簡単ですけれども、お礼とご挨拶にかえさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

●事務局 ありがとうございます。

それでは、ここで市長始め市職員の方については退席をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

●辻市長 じゃ、どうもありがとうございました。

●大内委員長 どうも失礼いたします。

●事務局 それでは、ただいまから報道機関の皆様からの、本日の中間報告につきまして質疑応答のお時間を設けさせていただきたいと思います。

なお、冒頭にも申し上げましたように、2時半を目途に終了させていただきますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、どなたからでも結構ですので、質問がありましたら。

●大内委員長 今お渡ししたばかりでございませうかね、なかなか。

●上脇職務代行者 実質的なところは、6ページ以降ですね。その前は、もう既にわかってることとか、形式的な、手続的な説明になってますので、事実認定のところからが実質になりますので、6ページ以降が中心になろうかと思いますので。時間、ちょっと限られてますので、そちらを。

●大内委員長 それでも30ページありますね、そこから。

●上脇職務代行者 ありますが。

●傍聴者 ちょっと、全部読んでからお聞きすればあれなんですけど、ちょっと失礼ながら、先ほどご挨拶の中で、課題の中でその水道とか消防とか、何か共通する組織風土の課題というか、いうのが見えてきたというふうにおっしゃってたんですけど、具体的にその

あたりは、どういうところが課題だというふうに。

●大内委員長 一口になかなか申し上げにくいんですけども。共通するということですよ。

●上協職務代行者 26ですね。

●大内委員長 26ページぐらいから、そのことについては触れておりますんですけども。

●傍聴者 この「共通する課題」というところに書かれている。

●大内委員長 そうですね、はい、はい。そこに組織風土についてもしてますが。

実際に不正を行ったのは、その担当職員と直属の上司も巻き込んでのことなんですけれども。そういうのが水道部では繰り返し2回、同じようなね、事案が起こってるということとかを考えると、やっぱり組織ぐるみという言葉はおかしいんですけども、上級の管理職がやはり期待される職責というか、責任を果たしてない。そういうことに余り自覚がなかったということが、そもそもこういう不正を防げなかった原因なんではないかと。そういう、何といいますかね、そういうのを単に管理職個人の、個々人の能力とか倫理観が欠如してるとか、そういうふうに責めるのは簡単なんですけれども、それ、そういうのを、さらにそういうものを生むようなというか、そういうのを容認してるというか、お構いをしてない、そういう雰囲気はどうもあったのではなかろうかというふうに考えまして。それと、水道部だったら、特に業者任せの体質っていいですかね、任せっていうか、少ない人数でやっておりますので、当然、業者さんに協力していただかないとできないということなんですけれども。それが、任せるといっても、やっぱり最終的には行政として果たさないといけないチェックっていうか、契約の当事者なんでね、やっぱりちゃんとやってもらってるかどうかを必ずチェックしないといけないということなんですけれども。そういうのもおざなりにされてきた。それは、一担当者だけじゃなくって、何年にもわたってそういうことがされてきたというふうなことも見えてきます。それが、いわゆる組織として、そういう雰囲気を容認するようなことがあったのではなかろうかというのが、私たちの組織風土に関わる問題だとして把握した一つの理由です。先生、補足。

●上協職務代行者 はい。共通する課題なんですけど、これを見ていただいたらわかるように、それぞれの事案について、個々具体的な問題点、課題をまず指摘しております。ところが、それが、それぞれの事案で全く共通するものがなければ、あえて共通する課題を言う必要はないんですが。やはり問題点を個々具体的に見ていくと、水道部とやはり消防本

部で一定程度共通するような、若干抽象的な面もなくはないんですが、そういう問題点が指摘できるのであれば、単に個々の問題、個々の事案の問題を指摘するにとどめるのではなくて、共通するものを言うことによって、単に一部署の問題ではないと。そうなってくると、だんだん、これ、広がる可能性もあるわけですね。もちろん、ほかの部署まで個々具体的に調査してるわけではないので、そこまで断定はできないんですけども。しかし、少なくとも2つの部署で一定程度共通する課題というのが見えてくると、全体にまで広がる可能性を秘めているだろうということなので。

今後、最終答申に向けて、そのこのところをもっと具体的な形で、先ほど委員長もありましたけれども、抽象的なレベルでとどまってるものについても、できるだけ具体的に指摘できるようにっていうふうに、最後の詰めをやることになりましたが。しかし、中間報告であっても、そういう共通の課題を言うことによって、場合によっては、今、災害対策、復興の点で力を注いでおられますけれども、今、中間報告で申し上げることによって、少しでも参考になればという、そういう思いで共通の課題を上げております。

特に、水道本部については、例えば一職員が不正をやったっていうんじゃなくて、やっぱり副課長がやはり判断をしますし。

●大内委員長 消防です。

●上脇職務代行者 消防ですね。

水道については、最後の最後のところでは、やっぱり課長まで行ってるわけですね。こういう重要なポストの人のところまで行きながら、不正がやはり起こってしまったっていう点では、やはり共通するんですよね。そういう点で言うと、それぞれの問題点を指摘すればそれで終わりっていうわけにはいかないだろうということで、共通の課題というのを上げて、特にそれぞれのマニュアルないし、必ず守らないといけないことっていうのがあるわけで、そういうコンプライアンスの問題を中心に、やはり共通する課題を上げてるということでもあります。

以上です。

●大内委員長 ご質問の趣旨に沿った回答になってるかどうか、ちょっとあれなんですけれども。

●傍聴者 確認なんですけども、まずその第三者委員会で新たに確認された事実というか、今まで市の百条委員会とか、市の内部調査でわからなかったもんで、今回第三者委員会で新たに出来た事実というのは、ありましたですか。

●大内委員長 新たに出てきた事実というよりは、こうでは、こういう背景があったのではなかろうかという、我々の推論というか、そういうのは書かせていただいておりますが、新たに発見された事実そのものというのはございません。

●傍聴者 そうですか。

●大内委員長 はい。

●傍聴者 いわゆる共通する課題がこれに、抽象的ではあるけど、網羅されたっていうことで、じゃあ、その職員、当該職員に対しての、処罰はすべきだとか、そういうものはお考えになってないんですか。どういうふうに見てられますか、その職員。

●大内委員長 私たちは、処罰の。

●傍聴者 諮問がそうではなくて、そういう内容を把握する、それだけだけでも、感想として、これはこういうことをしとったらあかんのじゃ、これは処罰に、対象になるんじゃないかというのは思われませんか。

●上協職務代行者 いや、それは指摘しておりますので。要するに、我々もこれについては不正事務があったというね、そういう評価をしておりますので。単に、問題があったっていうことではないんですね。具体的には……。

●傍聴者 そこの委員会と市当局の整合性ね、処分してるのは、どこを処分してるんですか。忘れたけど、処分者は。水道の2人がね。

●事務局 ちょっと、今日のところは、市としての立場というよりも、先ほど言いました第三者委員会の事務局として、こちらのほうに座ってますので。また、それは今日の報告書を受けた後の市の対応としてのご質問でいただきたいと思いますので、ご容赦いただきますように。

●大内委員長 第三者委員会は、処罰せえとか、こういう処分をしろということじゃなくて、この人はこういうことをしてますよというのを明らかにして、市のほうにお伝えするわけですから。それを受けてですね、やったことが正しゅうございますというんじゃない、こういうことがいけない、こういうことがいけないと、こういうことが悪いんだということを全部書いておりますので。それを受けて、市のほうでどう対応されるかという、懲戒権限的なものはね、私たちが直接は関与すべきでなかろうというふうには思っております。

●傍聴者 関与すべきではなかろう。

●大内委員長 懲戒処分をどう、どういうふうにしろっていうのはね。

●傍聴者 だから、感想ですよ、調べられて。

●大内委員長 感想ですか。

●傍聴者 ええ。これはやっぱり、このままほっといたら、単なる報告書だけにね、終わらずに、ここはちょっと改めてもらうために、それなりの意見具申として、これは懲戒に当たりますよとかね、そういうのはされないんですか。

●大内委員長 懲戒に当たるっていうか、そのこういう不正がありますよ、あるいは刑法にもひっかかるような不正ですよというふうに申し上げてるんだからね。そういう、それを受けて、いや、そんなことは知りませんとおっしゃるのか、そういうことも十分に参考にして、今後処分をされるとおっしゃるのか。まだね、消防事案については警察のほうに一応告知はされてるんだけど、その後の、その後の結論っていうのは、まだ出てないのでしょう、私たちはお聞きしておりません。

●傍聴者 いや、我々が聞いているのは、この報告書を待ってね、市は処分なり何かを決めるというふうなことを。

●大内委員長 そういうことじゃないですね。

●傍聴者 ずっと言ってたから。

●大内委員長 うん、じゃあお出ししました。

●傍聴者 じゃあ、感触としてね、これはちょっと、これからのことも考えて、処分相当だとかっていうのは、文書には盛らんでも、感覚的に言えるんじゃないですか。

●大内委員長 いや、文書になくても感覚、読んでいただいたら、感覚的にわかりいただけるかなと思うんですけどね。当該職員だけではなく、その管理者としての責任ということについても言及しておりますのでね。だから、上は課長、課長から次長から、ずっと一番上まで行けば、部長というところまでですね、それなりの責任ということについては言及しておりますのでね。

そういうこともあって、中間報告、最終報告じゃなくって、できるだけ早い時点で中間報告をいただきたいというのが、当初の市長のほうのご要望でしたので、こんな形で出させていただきました。

●傍聴者 中間っていう意味なんですけど、今から最終報告に向けて、どういう作業が残っているのかというのを教えてください。

●大内委員長 ちょっと「終わりに」というところに書いたんですけど。

当然、今回の報告で抜かしました水道部の水質の関係ですが、それについては百条委員

会で既に詳細な、証人喚問とかなされて、報告も一応出ておりますが。第三者委員会としての見解と、それからでき得れば防止策というふうなところを最終報告では目指しております。それが一番、残された宿題なんですけれども。それ以外も、消防についてはまだ、事実認定としては疑問のまま残してあるところもございますので、でき得ればそちらの、疑問のまま、何とかではなかろうかというのを、もう少し断定できるような調査ができればというふうには思っております。

それから、やっぱり大切なのは再発防止ということですので。中間報告でお出しした改善策というのは、出来としてはまだ六分ぐらいかなという気がいたしますのでね、もう少し具体的なご指摘ができるように、最終報告ではまとめたいというふうに思ってる。大体そういうところが、今後目指してるところです。

●傍聴者 まだ疑問に残ってる件って、何かありますか。例えば、こういうあたりがまだ。

●大内委員長 消防のほうのあれは、どうですかね。前、前は具体的にここ、書いてたんだけど、ちょっと削っちゃったんで。

●上脇職務代行者 例えば、消防に関して言うと、大きく不正については、随契についての見積書を開封して、結果的にこれを差しかえという不正行為を行ったっていうのと、もう一つは、上司に報告がなされて、それが結果的に隠ぺいされたという不正、この2つがあるわけですが。一応、その2つを分けてはいるんですが、その最初のところについては、実は課長以上が知らなかったっていうことが前提になってます。これは一応、いろんな資料を見ても、当時の具体的に不正行為を行った人以外が、どこまでその不正を知っていたのかっていう点で言うと、実はまだまだわからないといえはわからないところがあります。

というのも、1つの部屋で不正をしようというやりとりをやってるわけですが。そうすると、ほかの人も聞いているはずなんですね。場合によっては、課長以上の人も聞いている可能性がある。ただし、例えば課長については席を外していましたということなんです。だったら、課長以外はどうかとかですね、そういうふうに考えていくと、まだまだ正確な真実というところまではわからないところがあります。

ただし、ただわかった範囲内で不正と認定できるし、管理職の問題点も指摘できると。特に、消防本部については行政処分もされていないという点は指摘はしています。そういう意味で言うと、今わかった範囲内でそれぞれの問題点を指摘できるので、中間報告で出

してるんですが。ただ、やはりわからない点は、例えばということで申し上げたように、そういう点があります。

●大内委員長 水道部のほうも、細かいことを言えばね、いろいろあるんですが。直接その不正であるかどうかの判断にかかわらないということで、もう突き詰めなかったというところはあります。だから、水道部、特に消防については、今後百条委員会のほうでどうされるのかなというのはあるんですが。

我々が証人喚問をして、この点はどうだ、どうだ、どうだと、こう突き詰めていくというふうなところまでは無理なのでね。消防については、当事者に質問事項を出して、回答していただいたということもあるんですが、キャッチボールはできてませんのでね。尋問いうとおかしいけど、そういう意味の。

●傍聴者 今後、直接聞き取りってということもあり得るということですか。第三者委員会が同じく話するというような。

●大内委員長 当初はそういうことも視野に入れておりましたけれどもね。今、入れてないということではないですが。かなり議会のほうで、そういう当事者の方には質問されますでしょう。質問と回答、かなり大部なものを資料としていただいているんですけどね。さあ、我々がお呼びして、こういうとこ聞いてなかったというところもあるかもしれないけど、お呼びして、それ以上の成果が上げられるかどうかについては、私としてはかなり難しいんじゃないかなという気がしております。

●上協職務代行者 当事者には一定程度、こちらで質問状を送って、回答もいただいているんですよ。要するに、直接来ていただいているわけではないけれども、その回答も踏まえて評価をしています。

●傍聴者 この30ページのね、告訴取り下げに関してというところがあるんですけど。

「疑問が残る」っていう、こう表記されてるんですけど、これは聞くとところによると、公文書偽造のほうの方が罪が重くなるから、それを取り下げると大変だっていう。逆に、取り下げておかないと、この最初の当事者に非常に重くかかるから、次の人の場合に、それこそ整合性がとれないというふうに聞いているんですけどね。罪、公文書偽造だけ残っちゃって、そのほうの罪のほうの方が重いから、それを取り下げないと大変なことになるんだという。

だから、「疑問が残る」じゃなくて、市としてはそこに配慮したという、力が入ってるわけですね。だから、その辺が委員会としての、いわゆる追求の限界なのかなと思って、

今ちらっと思ったんですけど。いわば、あくまでも再発防止に向けての提案をされるんであったら、それで結構ですけど。諮問の内容がね。

●大内委員長 まあまあ、そういうことです。

●傍聴者 本当に究明するんだという意味であればね、「疑問が残る」。いや、それは告訴取り下げたほうが、市としては無難ですからですっていう。

●大内委員長 重くなるからだったんですか。ちょっとご質問の趣旨がよくわからないけれども。告訴取り下げ。

●傍聴者 この「疑問が残る」っていうのは、おたくらが。

●大内委員長 「疑問が残る」。

●傍聴者 いや、こう書いてあるでしょう。

●大内委員長 はい。

●傍聴者 「疑問が残る」でとまってるでしょう。

●大内委員長 新たな事案についても告訴せずに、その告訴事案のほうを取り下げちゃったということは、なぜかなと。市のお答えは、要するにこれはその個人を刑事訴追するというよりも、市の組織として問題があるのではないかと考えたので、それで取り下げたというふうにお聞きしてますので。そういうお考えもありかなと思ひまして、見解の相違なのでね、そういう言葉遣いが適切だったかどうかはわかりませんが、こういうふうに書かせていただいたんですけどね。告訴っていうのは、すること自体も重大なことだし。それこそ、公正にやらないといけないということ、ありますのでね。

●傍聴者 いや、公正の部分というのはわかりますよ。だから、その取り下げた意味ね。

●大内委員長 取り下げた意味が違う。なるほどね。

●傍聴者 市の本当の真意と。「疑問が残る」で、おたくらはとまっとるでしょう。真意は違うというのを、私、今、指摘してるんで。そりゃ、見解の相違だとおっしゃるんだったら。

●大内委員長 いやいや、私どもの見解の相違じゃなくて、市からそうお聞きしてるということなので。もう、それ以上、いや、そんなん違うんじゃないですかと、そこまで追求してませんのでね。もし何でしたら、これ、もちろん中間報告ですから、いろいろ情報をお寄せいただければ、もし生かせるものであれば、最終報告のほうに生かしたいと思ひます。そういう意味でも、中間報告を出しました。もちろん、市のほうからもね、いや、こう書いてあるけど、それは違うんだということであれば、そういうのもお聞きした上で、

私たちの任期がある限りにおいて、最終報告にまとめたいと思いますね。

●傍聴者 「疑問が残る」というところの表記にね、私はご存じないのかなと思って。

●大内委員長 申し訳ない。余り知らなかった。そうか、へえ。

●傍聴者 うん、要は、そのほうの罪のほうが重くなるから、取り下げたほうが個人的に無難だっていう。

●大内委員長 いや、罪が重くなるから。そら、まあ、もちろん。

●上脇職務代行者 罪が重くなる。

●大内委員長 取り下げなかったら、罪が重くなる。

●傍聴者 いや、それが、そのほうが、次に出てきたやつよりも重くなっちゃうんでって、今記憶に定かであれば、そういう言い方をしてました。だから、そのほうが、取り下げたほうが都合がええんやと。

●大内委員長 誰にとって。

●傍聴者 いわゆる双方に。告訴した人間と、市にとっても。

●大内委員長 告訴されたほうにとって。

●傍聴者 うん、とって、うん。

●大内委員長 双方に。

●傍聴者 まあ、それはいわゆるオフレコの話ですよ。なので、余り市民には。

●大内委員長 そうですか、私はそういうふうにお聞きしてなかったのですね。組織としてやってるんだったら取り下げるといふ、論理的によくわからなかったといふので、「疑問が残る」と。

●傍聴者 これ、全般を見るとね、結局、市が言う、お聞きされたのをまとめて、ほいで、おたくらで考えられて疑問点を出して。要は、これから再生に向けてどう提案するかっていうところを、委員会としてね、期待してるんですけどね、個人的に。

●大内委員長 そうですね。

●傍聴者 うん。だから、この問題点はね、そりゃ、議会でもやってるでしょうし。

●大内委員長 いや、でも問題点をまず挙げないと、順番としてね。問題、こういう事実がありました。こういうことが問題です。そうすると、こういう課題が生まれます。それについては、こういう策がありますと。こういう論法になってますのですね。ご不満だとは思いますが、そら、再生、再発防止及び改善策だけ、ぼんと出すためにも、やっぱりそれが必要なんでね。

●傍聴者 いやいや、必要ないとは言っていない。必要だけでも、そのウエートの問題ね。いわゆる問題点を把握するためにね、こうこうこうである、こうである。それが時間が長くて、結局もっと本当に、組織ぐるみっていうたら、ほんならどの部分が組織ぐるみ、簡単な言葉で言えば、いわゆるさっきおっしゃった上級の人がね、いわゆる把握する能力がなかったとか、例えばで、よく読めばいいんだろうけども、そういうことを。

●大内委員長 うん、それを指摘してんのは、水道部と消防部についてなんですけれども、両方にあるということは、もっと。

●傍聴者 ほかにあると。

●大内委員長 ほかにあるのかも。

●傍聴者 可能性がある。

●大内委員長 そう、あるとは断定してない。あるかもしれないから、こういう改善をしてもらったらどうだろうかというふうにつなげてるわけ。

●傍聴者 ええ、わかります。

●大内委員長 そうなんですけどね。これね、概要版を、こんだけのことになったら、本来は概要版いうのを作ればよかったんだけど、ちょっと時間的にもうぎりぎりだったので。その点では申しわけないなとは思ってるんですけれども。

私たちも、これ、專業ではございませんので、なかなか。

●傍聴者 丹波市の今回の不正問題について、特にあちこち、各地のこういった第三者委員会を、委員の皆さん経験されてると思うんですけれども。特異性というか、ここは非常に際立った特徴があったないうところは、どっか問題点が見られましたか。

●上脇職務代行者 他の自治体との比較ということで。

●傍聴者 ええ、まあ。

●上脇職務代行者 そこは特にはないですね。特に、ほかのところと比較したっていうわけではなくて、それぞれの事案は、例えば丹波市で必ずこういうふうに処理しないといけない、ましてや普通そうだよなっていうことを基準にすれば、いかに問題かっていうね、そういう問題点が指摘できますので。ほかと比べて問題だっていうことを、あえて言う必要、むしろなくて。内部のルールに基づいてやれば、あるいは公務員としての、あるいは地方自治体としての最低限のやっぱりルールでいけば、こういう問題点が指摘できるっていう形で評価してます。

●大内委員長 丹波市に特徴的なのと言われても、なかなかそれは、私もたくさんのところ

でやってきてるわけではないので。これは丹波市特異な、特異なところと言われても、ちょっと。全て、こういう問題は、何ていいますかね、コンプライアンス、突き詰めていったらコンプライアンス意識が薄かったと、誰それのっていうふうなところに落ちついていくので。そういう意味では、この事案。

●傍聴者 制度上の不備があったとか、そんなものではないですか。

●大内委員長 制度上のですか。

●傍聴者 制度上の不備があったとか。もう、もともとあるもんさえ適用、きっちり適用しとったら、防げたもんやという。

●大内委員長 いや、そうでもないです。そこはね。

●上脇職務代行者 そういうものもあるんだけど、例えば水道で言うと、合併後、おそらく最大規模のね、やはりこれ、事業をやってるわけですよ。そういう点で言うと、ほかのところとどうだっという比較をすればいいのかもしれませんが、残念ながら私たちはそういう情報を持ってません。特に、水道のところで言うと、そのビジョンを検討するところで、結構背景の部分になるわけですが、どうも業者に相当依存する形になってしまってる。そのしわ寄せが、進捗状況についてきちんと把握できてないという、そういう形で、個々具体的な事案を前提に問題点を指摘する。

場合によっては、それはほかと比較してね、例えばほかの地方自治体での合併で、例えば水道事業、同じようにやっているところがあれば、それは比較ができるんですが。残念ながら、私たちはそういう情報を持っておりませんので、とりあえず最低限のところの問題点を指摘して、問題があるという、不正であるという評価はできるだろうということですね。

●傍聴者 特に、この26ページ以降で、委員の皆さんで特に議論を呼んだ、特にここは重点を置いたとかいうのは、どこかありませんですかね。26ページ以降。

●上脇職務代行者 26以降ですか。

●大内委員長 共通する課題のところですね。

●上脇職務代行者 ああ。

●大内委員長 議論を呼んだということになるかどうかわかりませんが。やっぱり管理職に何を期待するのかということについては、かなり議論はいたしました。そこまで期待、過重な期待なり責任なりを負わせられるものかとかね。もちろん、自治体の規模とかいろいろありますけれども。そういうことについては議論というか、いたしましたよね。

●上脇職務代行者　そうですね。

●大内委員長　うん。あと、いわゆるコンプライアンスというのは、どのように位置づけるべきものなのかと。抽象的に、どうしても抽象的になってしまいますのでね。それをどのような市の組織目標なり何なりの中に位置づけて、徹底する、すればいいのかということについては、いろいろ方法論についてはそれぞれの意見もありまして。それと、余り、そうですね、そういうこともありましたね。

制度的な検証ということについては、消防本部なんかについてはマニュアルとか、こういうふうに取り扱いなさいというのはきっちりとありますね。きっちり、それどおりにしていけば、全然問題にはならないわけですから。そのマニュアルそのものがあやふやだったとか、わかりづらかったとか、そういうことはなかったですね。

あと、ちょっと私たちがなかなか理解しにくかったのは、その予算の執行と、それから繰越しの問題ですね。特に、国の補助事業における繰越しが、いつごろの時点で繰越しを決めて繰越しをしとかなないと、後々その補助金が打ち切られることになるとか、何かそういう事態を招くのではないかということについては、かなり市のほうにも質問させていただいたし、資料も読んだんですけども。要するに、不正な事務処理をして、未完成なのに払っちゃった。その原因はですね、それは進捗管理してなかったからやろういうことになるんだけど、やっぱり繰越しができなかった、ひょっとしてぎりぎりではもうできなかったんじゃないか。できなかったんですけど、実際問題。

そういう、繰越しをするかどうかの時期の判断とか、あるいは課なり部なり、あるいはそれを超えた市全体の判断する場というか、そういうのがもう一つ、どういう仕組みでなされてるのかっていうことが理解しにくかったところがありますので。制度的な問題いうたら、そういう。ということは、担当レベルではなかなか理解しにくかったのかなというふうなところもありますので。制度的とは言えないと思いますけれども、そういう仕組み上の問題もありましたですね。

●傍聴者　この文章の中に、合併、今年10年、そういった、先生らはよく実態ご存じなんだけども、旧町6つが一緒になって、そういったものが合体してできてるわけですよ。初めから、二、三十年前から市で、ずっと来てるわけじゃない。だから、採用も違うし。そんな中で、能力の見直しといったって、そりゃ、しょうがないですよ、ここ、失礼な言い方かも知らんけど。そういう旧町の人たちが集まってね、こうやって全てを把握してる。まして、一番事業の難しい水道が一番メインで来たわけでしょう、この。社会基盤

整備の中で。それを堪能に、いわゆるこなしていくっていうのがね、可能であるかどうかちゅうの、僕は難しいと思うんですよ。いわゆるそういう採用の仕方にしても、ああいう技能職とかね、水道の。何もかもわかったような人を入れていった、その積み重ねがあるのと違って、こう、6町がね。

●大内委員長 そう、そうです。いや、だからいいんだということではないから。将来に向けてね、やっぱりいろいろ考えていただかないかんのじゃないですか。

●傍聴者 いや、だから、ここに。

●大内委員長 直ちに、直ちにしてくださいっていうことではないけど、やっぱり将来にビジョンというのを持って、やっていただきたいなと。

●傍聴者 合併して10年だけどもってというようなことを入れてあると、まあわかる、わかるなと。

●大内委員長 今までね、顔見知りやから、何でもなあなあで、つうつうで、こう行ったかもしれないけれども、組織としては、それではだめですよということを言いたかったんですね。新たに、組織としてのやり方というのは当然あると思うので、何でもかんでもしゃくし定規に、マニュアルどおりにせえということではないけれども。いろんな、私たちの能力を超えるような問題も多うございますので、そのあたりはご容赦いただきたいですけども。

●傍聴者 最終報告は、いつぐらいを考えられてるんですか。

●大内委員長 やっぱり年度末ということなんですが。3月のどのあたりで出させていただくのがいいのかなというのは、ちょっと事務局とも協議させていただきたい。

●傍聴者 年度内を目指して。

●大内委員長 いや、任期がね、私たちの任期が3月末ですよ。うん。

委員の任期がそうなんですよ。

●傍聴者 それまでに。

●大内委員長 うん、任期満了までに。

●傍聴者 までに、まとめると。

●大内委員長 まとめないと。まとめるといふか、まとめないと。

●上協職務代行者 そうですね。

●大内委員長 うん。

●傍聴者 今後も月1ペースでやっていかれるんですか。

●大内委員長 それなんですけどね。市のほうの、事務局の縮小ということもありますしね。あとは、資料の読み込みとか。本当は、やりたいなと当初考えていたことはいろいろあるんですけども、どこまでやれるかですね。少なくとも、さっき申し上げた宿題については、できる限りやりたいなと思います。

●上協職務代行者 水道の水質の問題については今後、中間報告、もう出しましたので、それを今度はメインに調査をやっていくわけですが。議会のほうで大分、事実関係が明らかになってますので、私たちとしても、それをきちんと読み込んで、その上で会議をやっていくことになりますので。必ず月1になるかどうかわかりませんし、むしろこの読み込む期間を一定程度確保した上で、その後、また集中的にやるっていう可能性もなくはありません。月1じゃなくて、場合によっては最終答申に向けて、月に2回、場合によっては3回やらないといけない場合もなくはないので、必ず月1っていうふうに決めてるわけではないですね。

●大内委員長 というか、委員会外でのね、読み込みとか、そういうまとめとかの時間がかなりとらないといけないと思ってます。委員会は、今から考えたら5回、6回、最大それぐらいしか開催できないかなという気がしますね。

大事なところは集まって議論しますけれども、それ以外のところはメールのやりとりでかなりやってきましたので、今回も。

どんどん、感想なり、ご批判なり、情報提供なりしていただければ、私たちも助かります。

●上協職務代行者 そうですね。

これまでの中間報告をまとめて思ったことですが、先ほどもちょっと質問があったんですが、いろいろ市のほうでもう持っておられる情報を読んだ上で、足りない部分をやはり私たちが質問状を出したりして、資料も提出を求めてたりして、やってるんですね。ですから、この事案については、余りここが問題になってないけれども、やっぱりこっちを問題にすべきじゃないかっていうのも、やっぱりあったんですよ。

例えば、先ほど消防本部のところでも、問題点の指摘をどうもされている、いろいろ文書を読むんですが、例えば私たちがやっぱり注目した例の一つとして、先ほど委員長も言われたように、実はきちんとしたマニュアルがあるんですね。それをきちんと守っているかどうかという、その確認が必ずしも十分されてなかった。むしろ、それが前提になっていた可能性があるんで、私たちとしてはそこもきちんと確認して、問題であると。私た

ちなみに不正事務として一定の評価をしたということになります。個々具体的なところを読んでいただくと、ここまで言うのかっていうぐらい厳しく指摘しているところもございますので、見ていただいたらよろしいかなと思います。

●傍聴者 消防の場合はね、公益通報から来てるわけでしょう。

●上脇職務代行者 公益通報ですね。

●傍聴者 公益通報ね。だから、そこら辺をどのように、読みゃええんやろうけど、その辺は余り突き詰めると、どの辺から出たのかっちゅうのもわかってしまうね。

●上脇職務代行者 うん、そりゃもう、公益通報はもう明らかに保護することになってますので、これを私たちが侵すわけにはいかないんですね。

●事務局 最初に申し上げておりましたように、ちょっとお時間のほうは2時半までということなんですが、もうしばらく時間がありますので、どなたかありましたら。

●傍聴者 すみません。

●大内委員長 はい。

●傍聴者 二、三点、ちょっとだけ、この書いてある分についてのみ、確認みたいなものなんですけど、お願いしたいんですが。

最初、30ページあたりの告訴の取り下げの件なんですが。「疑問が残る」という指摘があったんですが、その前の文章を読みますと、「組織ぐるみの不正の可能性があるので、新たな事案についても告訴するという発想になぜならなかったのか」という疑問が残る」と、その点を指摘されとるわけで。その真意を推察することはできないということをお断りながら、「その非日常的な判断については、特に公正さが要請される」、つまり告訴するんやったら全部すると、しないときは全部しないと、こういうことを指摘されたのかどうかということが1点です。

もう一点は、その31ページです。消防署のほうですけど、下から、31ページ下から、2、4、6行目の「また、前消防長はパワハラをしたと名指しされている人物のうちの一人であり」という記述があります。これは、ここで文章に記載されているということは、確認をされているということで理解したらよろしいんでしょうかというのが2点目です。

もう一点ですが、32ページ、これも下から、共通する改善策の上の段で、4行目、下から4行目、「このたびは、公益通報制度により事件が発覚した」ということですが、これについて、「管理職の職員が十分理解せず、パワハラを働いたことを踏まえれば」とい

う記述があるんですが。公益通報はあくまでも通知した職員を保護するということがわからなくて、逆にパワハラをしたというふうに、三者委員会のほうでは確認をされていたかどうか、いる、いたのかということで記述されているかどうか。この3点です、すみません。

以上です。

●大内委員長 まず第1点、その告訴ですね。「公正さ」と書いた意味ですね。

●傍聴者 はい。

●大内委員長 それは、するんだったら全部しろとか、全部するかしないかだという二者択一を迫るという意味ではないんですが。それを判断するにしても、判断をした、この人はするけど、この人はしないという、仮に判断をしたとすれば、それがなるほどという正当な理由でもって判断していただかないといけないという意味なんですわ。ちょっと言葉足らずなんですけれども。

●傍聴者 わかりました。

●大内委員長 はい、それから。それでよろしゅうございますかね。

あとは。

●傍聴者 消防長のこと。

●大内委員長 パワハラ。

●上脇職務代行者 これは内部というか、私たちが読んだ資料に基づいて、私たちがパワハラをしたっていう認定ではなくて、パワハラしているということが名指しされてますので、もしそうであれば、本当にパワハラしたかどうか、ちょっとおいといて、そういう人が内部調査をしても、パワハラの内部調査をしても、もしそれが本当だとするならば、真実は見えてこないわけですよ。そこを言ってるだけです。

●大内委員長 パワハラをしたというふうに私どもが認定したということではなくて。

●傍聴者 名指しをされている。

●上脇職務代行者 名指しを。

●大内委員長 そうそう、そういう資料があるんです。それで、それは私たちしか知らない資料じゃなくって、市のしかるべき方々もご存じの資料なので。そういうのがあるのに、名指しされてる人物が調査するというのはいかがなものかと、そういう意味ですね。名指し、パワハラしたという。

●傍聴者 事実認定は。

●大内委員長 事実認定はできてないです、そこまでは。

●傍聴者 はい。それから、公益通報。

●上脇職務代行者 これも、パワハラをやるっていうのは、実は公益通報について理解してないっていうことが見えてくるんですよ。第一、公益通報は内部の場合もあれば外部の場合もあるわけで。パワハラをするような人が、仮にですよ、今回のケースがどうかはおいとして、公益通報を理解してるとは到底思えないんですよ。そういうことを指摘してるというふうに受けとめていただいたら、よろしいと。

●傍聴者 はい、以上で。

●傍聴者 そんなになるとね、おたくらは市から出た資料で、今のそのパワハラの問題にしろ、市から出た資料で、いや、断定はしてない、私らが断定してるんじゃない、市の資料に基づくもんだというふうにおっしゃってるわけですよ。そうすると、この中身っていうのは、もう市が完全に実態を捉えて、おたくらに資料として提供してるのかどうか、その辺が我々、見極めが難しいなと今思ったんです。

●大内委員長 私たちが、例えばこの点については市はどう考えてますかという質問をして、それに返ってきたのを資料としてしてるっていうことではないですよ。

●傍聴者 うん。

●大内委員長 もとになる原資料というのは、私たちがすること、私たちが読むとか調べる、調査することを前提としてつくられた資料じゃない資料に基づいてやってるわけ。

●傍聴者 それは市が持ってる。

●大内委員長 ただ、市が持ってる資料やから、出してくださいよっていうことですからね。

●傍聴者 だけど、市が実際、それを本当に呼びつけて、「はい、そうです、間違いございません」という内容かどうかは把握できないですわね。間違ってるかわからん。

●大内委員長 でも、資料というのは、そういうものでしょう。その真実性というかな、それについては誰が判断するんやということになるけれども。少なくとも、私たちが市としてこういう資料をつくってきてくださいとか、こういうことについて調べて、持ってきてくださいとか言った資料じゃないということです。そういう、私たちが作ってくれとか調べてくれとかいうんじゃないじゃなくて、もともとあった資料を提供してもらってるので。そういう意味ではね、こちら向けの細工があるとか、そういうふうなことは思いません。

●上脇職務代行者 疑問を持ち出したら、それは全て疑わなきゃいけなくなってきて、私

たち、全く動けなくなってしまうんですね。そういう意味で言うと、既存の情報であっても、こんなに問題が指摘できるというふうに読んでいただいたら、よろしいかと思います。

●大内委員長 やっぱ、そんな事細かいことまで全部真実かっていうことじゃなくて、こういうおぼろなものの中でも、これだけ問題があるじゃないかというところをお読みいただければと。

●上脇職務代行者 事実認定がもう、真実がわからないからってなっちゃうと、そこでとまっちゃって、評価ができなくなっちゃうんですね。

●傍聴者 まあ、そうですね。

●上脇職務代行者 だから、私どもとしても、さっきもちょっと申し上げたように、今わかってる範囲内の情報で、それでもこれだけの問題点や課題が指摘できて、それを踏まえれば、こういう改善点が指摘できますよということですので。そういう意味で言うと、何か市のほうが加工した、何かつくった情報で私たちが判断してるというわけではない。

●傍聴者 ただ、質問があったように、「前消防長はパワハラと名指しされてる人物のうちの一人であり」っていうところの表現はね、本当に、市から提供を受けた内容でそうなってるんですか。

●大内委員長 それ、資料をね、明らかにするわけには。公益通報の関係なんかもありますからね。

●傍聴者 だから、これを我々がうのみにしてね。

●大内委員長 こう書いてるということは、これ以上書けないとなんで。

●傍聴者 やり方として、説明を受けてわかりましたよ、意味は。だけど、我々がこれをものにする場合に、前の消防長がこうだったという。

●大内委員長 ああ、そうか、パワハラをしたんだというふうに断定されたら困りますな。

●傍聴者 困るでね。

●大内委員長 そうですね。ちょっと書き方が悪かったわね、そうすると。

●傍聴者 そうですね。

●大内委員長 そうしますと、ここに来ていただいた……。

●傍聴者 だって、こっちも怖いですよ。

●上脇職務代行者 ただ、さっきもちょっと言ったように、わかってる情報の範囲内で

我々は、ぎりぎりの判断をせざるを得ないんです。

●大内委員長 いや、だから、先生、これ、これ書いてるのを読むと、全消防長がパワハラしたんやと、こうとられると、私たちのちょっと、趣旨と全然反しますので。

●上協職務代行者 そうです、そうそう。

●大内委員長 その辺は申し訳ございません、ちょっと表現が悪かったかもしれない。

●上協職務代行者 大分慎重に書いているつもりなんですけど。

●傍聴者 いやいや、そうはっきり言っていただくと助かるんで。わかりました、わかりました。

●大内委員長 ぜひ、そんなふうにはとらないでくださいね。パワハラ調査も、できればしたいんですけどもね。まず、どんな調査をしたのかというところからね。時間があればね、そこまでもいきたい。もちろん、そういうのは組織風土とも関係してくるしね、いろいろ関係してくるんで。どの程度できるかですね。

それこそ、市はどの程度調査されましたか、ぐらいのところになっていかざるを得ないですね、このあとの、残された時間とかね、我々の能力考えますとね。

●傍聴者 そうおっしゃらずに。

●大内委員長 いやいや。

●事務局 ほか、ご意見、ご質問ございますか。

はい、どうぞ。

●傍聴者 先ほどちょっと質問が出たことに多少関連するんですけども。私がかつて、ある大学の先生に丹波市民、行政のことについていろいろ雑談的な話をしている中で、例えば市長が無投票のことがあるとか、あるいは今回のような事件が割と度々起こっているというふうなことから、市民としてですね、ちょっと恥ずかしいんじゃないかと。丹波市民として、そういう気性やとか、そういうものがあったら。だから、それは丹波市民として、もっと行政に関心を持ったり、いろいろ、もっと広く、そういうことについて関心を持たんといかんというふうな話になったんですけども。

先ほどの質問とちょっと関係するんですけども、ほかの自治体にいろいろ関与されてるとか助言されてると思うんですけども、丹波市の市民としては、何かその特異性というか、こういうところがあるとか、こういう点はもうちょっとどうかなというふうな、そういうふうな点がないか、感じられたことがないかということが1点。

もう一点は、やっぱり職員というか、行政をなさってる職員の方が一生懸命されてると

思うんですけども、やっぱり6町が合併して、まだ10年ですね。旧町の行政のやり方というのが、まだまだ残ってるんじゃないかと私は予想してるわけ。その辺のことで、もう一回、同じような質問ですけども、ほかの自治体に関係されてですね、こういうふうな委員会として関係されて、丹波市の特異性というか特徴というふうな、先ほど回答ありましたが、もうちょっと具体的なことで回答はないでしょうか。それが2つ目。

●大内委員長 私のおくまで個人的な感想ではありますがけれどもね。これは委員会としての見解を聞かれたんでは、ちょっとお答えができないんですけども。

●上脇職務代行者 できないですね、うん。

●大内委員長 やっぱり、合併してできた新生の市で、10年、やっと10年というところは、そら、他のずっと前から市制をしいてる他の自治体とかいうところとは違いますよね。それで、私はこの、旧町のそれぞれの特徴、特質なんてのは、よくは存じませんが、決してみんな同じような、町だから一緒になっても同じような雰囲気やれるということでは、きつなかったんだと思います。だから、その辺、それを一緒にして、この組織の中でまとめようとして、なかなかまとまり切れなかったところで、ちょっと問題が起きてきたのかなと。これはあくまで印象ね。ずっと何十年続いてきた市と違うのは、やっぱりそこじゃないのかなと思いますけれども。

そういう意味ではこれからね、どんどん、子供時代を経て、少年、青年になってくわけだから、ある意味ではね、今後に期待できるところもあるのかなと思いますけどね。

●傍聴者 その辺のところは、市民に対しても、市の職員に対しても共通して言えることだと思われとるわけですか。

●大内委員長 だから、あくまでも無責任な印象だからね、余り気にされると困るんですけど、あくまで私個人のね、印象です。

●上脇職務代行者 その点はね、我々のほうでもちょっと質問をしたりして、議論したこともなくはないんですが。ただ、なかなか難しいですね。それを、この旧の場合はどうで、新しくなってどうだっというのをきちんとね、実証的にやるっていうのは、相当時間をかけて調査しないといけないと。

私も、これは公式にやってるんじゃないくて、いろんな見聞きして、あくまでも個人的な、先ほど言われたように印象レベルですけど。ほかの地方自治体の合併したところでも、実はそういう話がなくなっているんですね。ある意味、それぞれのところでうまく機能していたか、場合によっては問題点がなかったわけではないけど、それなりに来てた。だ

けど、ほかのところと一緒にすることで、それぞれのところではうまくいったんだけど、一緒になって、だったら共通のルールがすぐできるかということそうではないということも、実はあるところ、見聞きすると、あるんですね。だから、場合によっては、ある意味、市町村合併が持ってる、場合によっては一般的な問題点の可能性もなくはないので。丹波市だけがそうだっていうことが言えるかというと、なかなかこれが難しいんですね。

そういう評価は相当慎重にやらないと、我々としてはあくまでも起こった事件を前提に出発してますので、それをどこまで広げてね、提言ができるかということに時間が割かれてしまいますので。残念ながら、ちょっと丹波市とほかを比較してっていうのは、相当難しい課題になりますよね。

●傍聴者 はい、ありがとうございました。

●傍聴者 だから、この資料にね、合併10年だけでもっていうふうな一文が入っとればね、ああ、まだひよっこやなっている中で、ちょっと意思疎通、職員同士の意思疎通にしてもね、そういうことがなかなかうまくいかなかったんやなというところもしてあげないと、非常に職員が、もうつまらんやつばかりやって。

●大内委員長 いやいや、そんなこと書いてませんよ。よく読んでくださいよ。そんなこと書いてないですよ。

●上脇職務代行者 例えば、消防については、上司に報告してるんですよね、不正を。それは評価してるんですよ。これ、読んでいただいたら。評価するところは、きちんと評価してますので。その点は、私たちは単におかしいっていう指摘をすればいいんじゃないかって、いいところはいいという形で生かしていただかないといけないわけで。そういう点も含めて、全体を読んでいただけたらというふうに思ってます。

●大内委員長 それこそね、不正に関与してない職員のモチベーションの低下ということも非常に心配いたしましたんでね。その対策もぜひとっていただきたいということも書かせていただいています。そんな、そんなしょうもないやつばかり、そんなことは、もう全然書いてないから、よく読んでくださいませ。

●傍聴者 よく市長に言ったんですよ。資質がどうのこうのって言うんで、あんたらが採用しとんじゃないかいうて、僕は言うたんですけど。

●大内委員長 うん、だからね、個人の、それをやった、悪いことをした人は悪いんですよ。だけど、それで終わってるんやったら、私らは要りませんからね。悪いことを悪い言

うたら終わりやったらね。

●事務局 特に、もうご意見とかご質問がないようですので、以上をもちまして質疑応答のほうを終了しまして、第三者委員会の会議は終了させていただきたいと思います。本日は大変どうもご苦労さまでした。

●大内委員長 ありがとうございました。

午後 2 時 1 5 分 閉会